

規制影響分析書要旨

規制の名称	侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの医師による届出方法の変更	
主管部局・課室	健康局結核感染症課	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成26年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	厚生労働省令で定める五類感染症を診断した医師は、7日以内に、患者の年齢・性別等の情報を個人が特定できない形式で届け出ることとされているところ、一部の五類感染症（侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しん（以下「二疾病」という。）を想定）については、患者発生時に感染の拡大防止策を迅速かつ的確に講ずる必要があるため、氏名・住所等個人が特定できるものを含む患者の情報を都道府県知事に直ちに届け出ることとします。	
	(根拠条文)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項
想定される代替案	二疾病については、患者発生時に感染の拡大防止策を迅速かつ的確に講ずる必要があることから、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できません。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
（遵守費用）	新たに発生する費用はないものと考えられます。	-
（行政費用）	新たに発生する費用はないものと考えられます。	-
（その他の社会的費用）	新たに発生する費用はないものと考えられます。	-
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
（社会への便益）	二疾病が発生した際、迅速に感染拡大を防止することが可能となります。	-
（医療従事者への便益）	感染者や死亡者を減らすことにより、医療従事者の負担が軽減されます。	-
患者への便益	本人の治療のために有益であり、本人の生命や健康の保護に資するものと考えられます。	-
分析結果	医師は、厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断した際に、氏名・住所等個人が特定できるものを含む患者の情報を直ちに届け出る義務を負うこととなりますが、二疾病の発生の予防及びまん延の防止のための規制を設けて対応することにより、被害を最小限のものとする事ができるため、最も適切な手段であると考えます。	
有識者の見解その他関連事項	平成26年6月25日に、厚生科学審議会感染症部会において、感染症対策の見直しについての提言（「感染症対策の見直しについて」）が取りまとめられました。その中で、二疾病について、医師に対して、氏名・住所等の個人が特定できる情報を直ちに届け出ることを義務づけるよう提言されています。	
一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件	改正法の附則において、法律の施行後5年を経過した場合の見直し規定を設けます。	
備考	-	